



島根県報

平成24年 5 月 22 日 (火)

第 2, 3 9 4 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

救急病院の指定	(医 療 政 策 課)	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障 がい 福 祉 課)	2
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	2
保安林の指定 (2 件)	(")	3

【公 告】

平成24年度危険物取扱者保安講習の実施	(消 防 防 災 課)	4
平成24年度調理師試験の実施	(健 康 推 進 課)	5

【労委告示】

あっせん員候補者の告示		6
-------------	--	---

【雑 報】

消防設備士試験の実施	(消 防 防 災 課)	7
------------	-------------	---

告 示**島根県告示第328号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認 定期 間
出雲徳洲会病院	出雲市斐川町直江3964-1	平成24年6月1日から 平成27年5月31日まで

島根県告示第329号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成24年 5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自 立 支 援 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
名 称	所 在 地		
ウェルネス調剤薬局 橋南店	松江市西津田七丁目11-14	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年4月1日
やまびこ薬局	大田市大田町大田イ47-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年4月1日
有限会社 大谷仁成堂薬局 松ヶ丘店	益田市高津四丁目24-8	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年4月2日

島根県告示第330号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年 5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

益田市中島町イ1464続1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第331号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年 5 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市八雲町西岩坂2627-1、3316、3319、3320、4646-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第332号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年 5 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市八雲町西岩坂3391

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公

告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、平成24年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

平成24年 5 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 講習の対象者

- (1) 危険物製造所等において危険物の取扱作業に新たに従事することとなった危険物取扱者（平成22年4月1日以降に免状の交付又は保安講習を受けているものを除く。）
- (2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までに免状の交付又は保安講習を受け、危険物取扱作業に従事している危険物取扱者

2 講習種別

- (1) 給油取扱所以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 講習科目及び時間

- (1) 2の(1)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	9時00分から10時00分まで
危険物の火災予防に関する事項	10時00分から12時00分まで

- (2) 2の(2)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	9時00分から10時00分まで（隠岐会場に限る。）
	13時00分から14時00分まで（隠岐会場を除く。）
危険物の火災予防に関する事項	10時00分から12時00分まで（隠岐会場に限る。）
	14時00分から16時00分まで（隠岐会場を除く。）

4 講習実施日及び会場等

月 日	開 催 地	会 場
6月20日（水）	隠岐の島町	隠岐島文化会館
7月11日（水）	松江市	プラバホール
7月25日（水）	出雲市	出雲市民会館
8月28日（火）	安来市	安来市学習訓練センター
9月27日（木）	益田市	ジャストホール
9月28日（金）	浜田市	いわみーる
10月17日（水）	大田市	あすてらす
11月21日（水）	松江市	プラバホール

5 受講申請

- (1) 受講申請書常置場所

島根県危険物保安協会連合会、各消防本部、島根県総務部消防防災課

- (2) 申請書提出先

受講申請書に所要事項を記入の上、島根県危険物保安協会連合会に提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書〇〇枚在中」と朱書すること。

- (3) 申請期限

各講習実施日の10日前

- (4) 受講手数料

4,700円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。

6 問合せ先

〒690-8501 松江市殿町1 島根県庁 7階

島根県危険物保安協会連合会

電話0852-22-6752

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成24年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成24年 5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成24年 9月 5日（水）13時から15時まで

2 試験会場

松江市殿町 島根県民会館

浜田市片庭町 浜田合同庁舎

隠岐郡隠岐の島町 隠岐合同庁舎

3 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

4 受験資格

次の学歴及び業務経験を有している者

(1) 学歴

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 業務経験

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設（継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与するものであること。）又は営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）において、2年以上調理の業務に従事した者

5 受験手続及び提出書類

(1) 受験願書等の請求

受験願書等の関係用紙は、住所地を管轄する保健所又は島根県健康福祉部健康推進課に請求すること。

受験願書等の関係用紙を郵便で請求する場合は、郵便事故等による未着を防ぐため、書留、簡易書留等記録の残る郵送方法が好ましい。また、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、440円（簡易書留料金を含む。）分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角2サイズ）を必ず同封すること。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所又は県外に住所を有する者にあつては、島根県健康福祉部健康推進課に提出すること。

ア 調理師試験願書

イ 調理業務従事証明書

ウ 学歴証明書

エ 戸籍抄本（学歴証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合）

(3) 受験手数料

6,100円（島根県収入証紙で納入すること。）

(4) 受験願書等の提出期間

平成24年6月20日（水）から平成24年7月4日（水）まで（郵送の場合は、平成24年7月4日（水）までの消印のあるものに限る。）

6 受験票の送付

受験資格を審査した後、平成24年7月27日（金）頃に送付する。

7 合格者の発表

平成24年10月17日（水）午前10時に県庁前掲示板及び各保健所に掲示するとともにその受験番号を島根県のホームページに登載する。また、同日以後に合格証を送付する。

8 その他

受験手続その他この試験に関する問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部健康推進課にすること。

なお、郵便で問い合わせるときは、必ず宛先明記の返信用封筒を同封すること。

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱したあっせん員候補者について、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定によりその氏名、現職、経歴等を次のとおり告示する。

平成24年5月22日

島根県労働委員会会長 近藤 正三

氏名	現職	経歴	委嘱年
吾郷 計宜	第43期島根県労働委員会委員 弁護士	民事調停委員 島根県弁護士会会長 第41～42期島根県労働委員会委員	平成20年
浅田 憲三	第43期島根県労働委員会委員 弁護士	島根県弁護士会会長 第38～42期島根県労働委員会委員	平成13年
近藤 正三	第43期島根県労働委員会委員 島根大学名誉教授 岡山商科大学名誉教授	島根大学教授 第9、11、12、18～42期島根県労働委員会委員	昭和39年
鈴木 隆	第43期島根県労働委員会委員 島根大学大学院教授	島根地方労働審議会会長代理 島根紛争調整委員	平成23年
松原 三朗	第43期島根県労働委員会委員 弁護士	島根県公益認定等審議会委員 第42期島根県労働委員会委員	平成21年
岩田 学	第43期島根県労働委員会委員 日本労働組合総連合会島根県連合会会長	日本郵政公社労働組合石見支部副支部長	平成24年
近藤 勝	第43期島根県労働委員会委員 全日本自治団体労働組合島根県本部特別執行委員	安来市職員労働組合執行委員長 全日本自治団体労働組合島根県本部執行委員長	平成23年
佐藤 伸廣	第43期島根県労働委員会委員 UIゼンセン同盟島根県支部長 日本労働組合総連合会島根県連合会副会長	京都府労働委員会委員 第40～42期島根県労働委員会委員	平成18年
仲田 敏幸	第43期島根県労働委員会委員	島根地方労働審議会委員	平成24年

	中国電力労働組合山陰統括本部本部長 山陰電力関連産業労働組合総連合会長 日本労働組合総連合会島根県連合会副会長		
福島 秀紀	第43期島根県労働委員会委員 日本郵政グループ労働組合島根連絡協議会議長 日本労働組合総連合会島根県連合会副会長	日本郵政公社労働組合松江支部書記長	平成23年
江田 小鷹	第43期島根県労働委員会委員 三和興業株式会社代表取締役会長 出雲商工会議所会頭 社団法人島根県経営者協会常任理事	第37～42期島根県労働委員会委員	平成11年
杉谷 雅祥	第43期島根県労働委員会委員 山陰クボタ水道用材株式会社代表取締役社長 島根県中小企業団体中央会会長 社団法人島根県法人会連合会会長 社団法人島根県経営者協会常任理事	第38～42期島根県労働委員会委員	平成13年
陶山 秀樹	第43期島根県労働委員会委員 島根電工株式会社取締役会長 島根経済同友会代表幹事 社団法人島根県経営者協会常任理事	島根地方労働審議会委員	平成23年
樫山 陽介	第43期島根県労働委員会委員 浜田ガス株式会社代表取締役社長 浜田商工会議所副会頭 社団法人島根県経営者協会常任理事	第38～42期島根県労働委員会委員	平成13年
森脇 建二	第43期島根県労働委員会委員 社団法人島根県経営者協会専務理事	ごうぎんキャピタル株式会社取締役部長 島根地方労働審議会委員	平成23年
井上 宏	島根県労働委員会事務局長	島根県健康福祉部健康福祉総務課長	平成24年
道前 緑	島根県労働委員会事務局審査調整課長	島根県健康福祉部青少年家庭課児童・家庭相談支援スタッフ上席調整監	平成22年

雑

報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成24年度第1回消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定により公示する。

平成24年 5月22日

財団法人消防試験研究センター理事長 山本 信一郎

1 試験の種類

甲種消防設備士試験

乙種消防設備士試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成24年 8月26日 (日) 午前の試験 9時00分から (8時30分には集合すること。)
午後の試験 13時30分から (13時00分には集合すること。)

(2) 試験の場所

松江市及び浜田市

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

ア 書面申請

財団法人消防試験研究センター島根県支部 (持参又は郵送のこと。)

イ 電子申請

財団法人消防試験研究センターのホームページ (<http://www.shoubo-shiken.or.jp>)

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請

平成24年 6月25日 (月) から 7月 9日 (月) まで

(郵送の場合は、7月 9日までの消印のあるもの限り受け付ける。)

イ 電子申請

平成24年 6月22日 (金) 午前 9時から 7月 6日 (金) 午後 5時まで

(受付期間中、24時間受け付ける。)

(3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,000円

乙種消防設備士試験 3,400円

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各県民センター (事務所)、各消防本部及び社団法人島根県消防設備協会

(2) 郵送により受験願書を請求する場合

「消防設備士試験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型 2号封筒 (A 4サイズ) を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

(3) 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル 2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 FAX 0852-25-8242

電子申請については、下記に問い合わせること。

財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料)

受付時間 午前 9時から午後 5時まで (土、日曜日及び祝日を除く。)